

# 劇場等の客席に係る火災予防条例の運用基準

## 1 趣 旨

この基準は、劇場等（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。以下同じ。）の客席に係る火災予防条例の運用基準を定めたものである。

## 2 規制対象

- (1) 火災予防条例第48条に規定する劇場等の屋内の客席  
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場等の興行場等の屋内の客席を規制対象とする。
- (2) 火災予防条例第49条に規定する劇場等の屋外の客席  
ア 陸上競技場、各種の屋外球技場及び競馬場等（グラウンド部分を含む。）並びに屋外音楽堂等の劇場等の屋外の客席を規制対象とする。  
イ 「屋外の客席」とは、スタンドに屋根を設け一面以上が開放されている構造のものも含まれ、また、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も含まれる。  
ウ 公園、河川敷その他これらに類する場所で屋外コンサートを行う場合で、上部が建築物等に覆われていない地面に客席を設けるときは、規制対象外とする。
- (3) 一時的に劇場等として使用する場合  
火災予防条例第55条の規定により、防火対象物又はその部分を一時的に劇場等として使用する場合も火災予防条例第48条又は第49条の規制対象となる。

### (4) 報道関係者席の取扱い

競技施設の観客席の一部に設けられる報道関係者用の解説席、記者席及びアナウンス席等（以下「報道関係者席」という。）は、一般観客席とは形状及び配置が異なるものの、一般観客席と避難通路を共用することから、火災予防条例第48条又は第49条に規定する客席として取り扱うものとする。

ただし、次に掲げるすべてに適合する報道関係者席は、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第48条又は第49条の規定によらないことができるものとする。（図1参照）

- ア 報道関係者のみが使用すること。
- イ 各ボックス席の周囲に、床に固定した机や仕切り壁等を設置することにより、可動いす等が避難上支障にならない構造となっていること。
- ウ 各ボックス席の後方等に避難上支障ない幅員で避難経路が確保されていること。
- エ 前ウの避難経路は、色別等により他の部分と区分されていること。

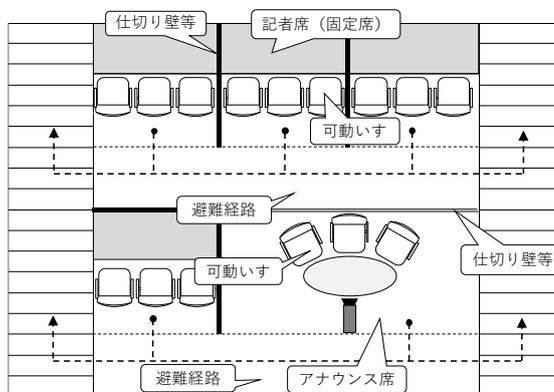


図1 報道関係者席の取扱い

## 3 屋内の客席基準

### (1) いすの固定

火災予防条例第48条第1号に規定する「いすは、床に固定すること。」とは、次のとおりとすること。

- ア 火災予防条例第48条第1号の規定は、観客の避難に際していすが転倒し、避難通路の効用を阻害することの防止が目的であり、いすをボルト等で床に固定するものなどが「固定」に該当するものであること。
- イ 次に掲げるものは、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第48条第1号の規定にかかわらず、いすを床に固定することを要しないものとする。

なお、(ア)及び(イ)による特例は、火災予防条例第64条の規定に基づく「基準の特例等適用申請書」の申請を求め、処理すること。

#### (ア) 次に掲げるすべてに適合しているもの

なお、数席ごとに当該客席と避難通路及び他の部分との境界に固定的な仕切り（例：ボックス席等）を設け、いすの移動及び転倒により避難通路が阻害されない等避難上支障ない場合は、cからfまでを除くことができる。

- a 客席内の避難通路は、単純な配置形態であること。
- b 客席内の出入口の配置は、一方向に偏しないで、均等に配置されていること。

- c 固定式のいす席以外のいす席に接して、立席等がないこと。
  - d いすを連結するなど、いすの移動及び転倒を防止する措置が講じられていること。  
 なお、いすの連結とは、次に掲げるものが想定されるものであること。
    - (a) 複数のいすを横に連結できる機能を持ったいす（以下「ギャングングチェア」という。）により連結するもの。  
 なお、いすの下部のみで連結するもの等ギャングングチェアの連結が観客の避難の際に外れやすいものは、結束バンド、テープ、重り等で連結を補強するなど観客の避難の際に連結が容易に外れない措置を講じること。
    - (b) 結束バンドにより、いすの脚の前後を隣接するいすの脚と連結するもの。
  - e 客席の床面に勾配等（勾配が1/10以下のものを除く。）がないこと。
  - f 避難通路は、床に貼ったテープ等により、他の部分と明確に区分されていること。
- (イ) 次に掲げるすべてに適合しているもの（図2参照）
- a 横に並んだいす席の席数が、20席以下であること。
  - b 縦に並んだいす席の席数が、3席以下であること。
  - c 客席部分の外周部に幅員1.5m以上の通路が保有されていること。

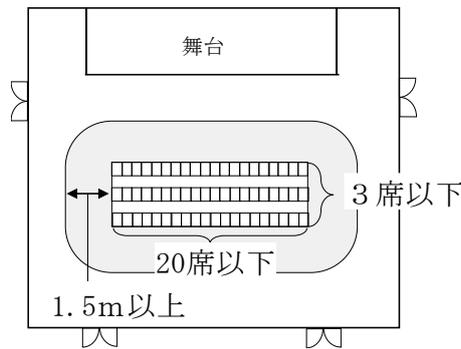


図2 いすの固定を要しない特例を適用できるもの

- (ウ) 車いす使用者用観覧席に隣接する次に掲げるすべてに適合している同伴者用のいす
  - a 車いす使用者の介助を目的としていること。
  - b 火災予防条例第48条第5号又は第49条第4号に定める客席の避難通路に設けていないこと。
  - c 同伴者用のいす席の数は、観覧時において必要最小限としていること。

(2) いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅

火災予防条例第48条第2号の規定による「いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅」の距離の測定は、図3及び図4を参照すること。

なお、いす席の間隔における「前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離」は、自動的に座が跳ね上がるものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座が跳ね上がらないもの又は手動によって座が上がるものにあつては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること。

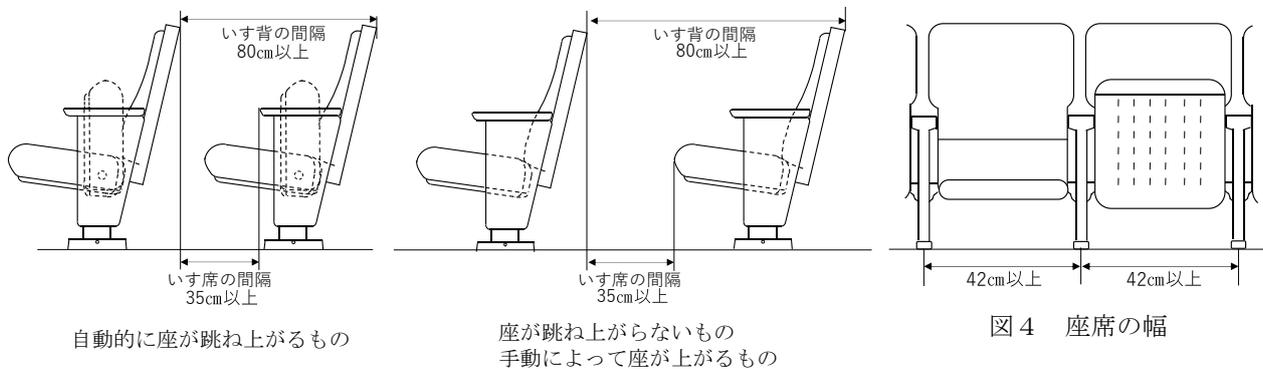


図3 いす背の間隔・いす席の間隔

(3) 立席の位置及び奥行き

- ア 火災予防条例第48条第3号の規定は、立席の位置及び奥行きを定めたものである。
- イ 立席には待見席を含むものであること。

(4) 手すり

火災予防条例第48条第4号の規定による「手すり」は、「客席の最前部（最下階にあるものを除く。）」に設けるもの（図5参照）は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止することが目的であり、また、「立席を設ける部分とその他の部分との間」に設けるものは、群衆の流れを止めることを目的としているものであり、次のとおりとすること。

ア 手すりは、金属製、コンクリート製その他これらに類する堅牢なものとする。◆

イ 客席の最前部（最下階にあるものを除く。）及び立席を設ける部分とその他の部分との間に、高さ75cm以上の腰壁又はいす背を設ける等転倒防止措置が施されているものについては、火災予防条例第51条の2の規定を適用し、火災予防条例第48条第4号に定める手すりを設けないことができるものとする。

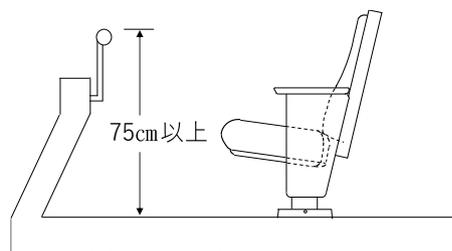


図5 落下防止の手すり

(5) 客席の避難通路

ア いす席を設ける部分の避難通路

火災予防条例第48条第5号イからハマまでの規定による「縦通路及び横通路の配置並びに避難通路の幅員」は、次のとおりとすること。

(ア) 縦通路の配置

火災予防条例第48条第5号イの規定による「横に並んだいす席の席数」は、表1の上欄に掲げるいす席の間隔に応じた同表下欄の席数となり、横に並んだいす席の席数に応じて縦通路を配置するものとする。

表1 いす席の間隔に応じた「横に並んだいす席の席数」

いす席の間隔 (cm)		35以上	36以上	37以上	38以上	39以上	40以上	41以上	42以上	43以上	44以上	45以上	46以上	47以上
		36未満	37未満	38未満	39未満	40未満	41未満	42未満	43未満	44未満	45未満	46未満	47未満	
横に並んだ いす席の 席数	両側に縦通路を 保有する部分	8以下	9以下	10以下	11以下	12以下	13以下	14以下	15以下	16以下	17以下	18以下	19以下	20以下
	片側のみに縦通路を 保有する部分	4以下	4以下	5以下	5以下	6以下	6以下	7以下	7以下	8以下	8以下	9以下	9以下	10以下

なお、「横に並ぶ」の表現において、横とは舞台等に面してのものであり、図6を参照すること。

(イ) 横通路の配置

a 火災予防条例第48条第5号ハの規定により、横通路は、次に掲げる部分に設けるものとする。

- (a) 縦に並んだいす席20席以下ごと
- (b) 最下階にある客席の部分の最前部

なお、「縦に並ぶ」の表現において縦とは舞台等に面してのものであり、図6を参照すること。

b 次に掲げる部分は、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第48条第5号ハの規定にかかわらず、横通路を配置しないことができるものとする。

- (a) 他の部分と構造的に仕切られている10席以下の小規模な部分（図7参照）
- (b) 最下階以外にある客席の部分で、縦に並んだいす席の席数が2席以下の客席部分で、当該部分から客席の天井面までの高さが5m以上ある部分

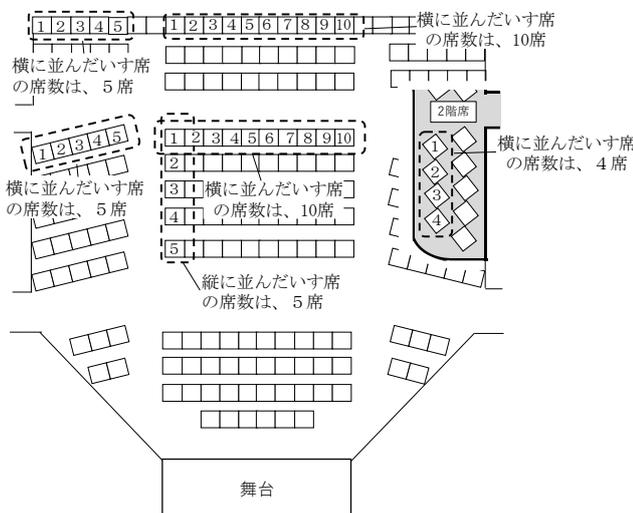


図6 横・縦に並んだいす席の席数

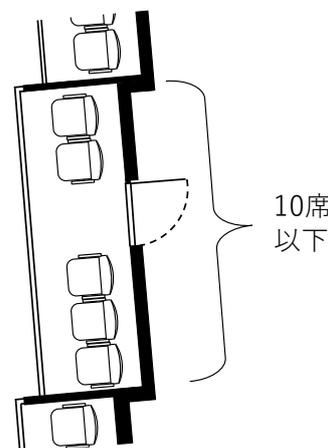


図7 横通路を要しない小規模な部分

(ウ) 避難通路の幅員

縦通路及び横通路の幅員は、火災予防条例第48条第5号ロに規定する「想定される人数が最大となる地点での当該通過人数」(以下この(ウ)において「通過人数」という。)に応じて、表2のとおりとする。

なお、通過人数の算定は、各避難口(出入口を含む。以下同じ。)より概ね均等な歩行距離となるよう分割して行うこと。(図8参照)

また、縦通路及び横通路の幅員は、避難する方向に向かって狭めないこと。

表2 縦通路及び横通路の幅員

縦通路の幅員	通過人数×0.6cm以上 かつ 80cm (片側のみがいす席に接する縦通路は60cm) 以上
横通路の幅員	通過人数×0.6cm以上 かつ 100cm以上

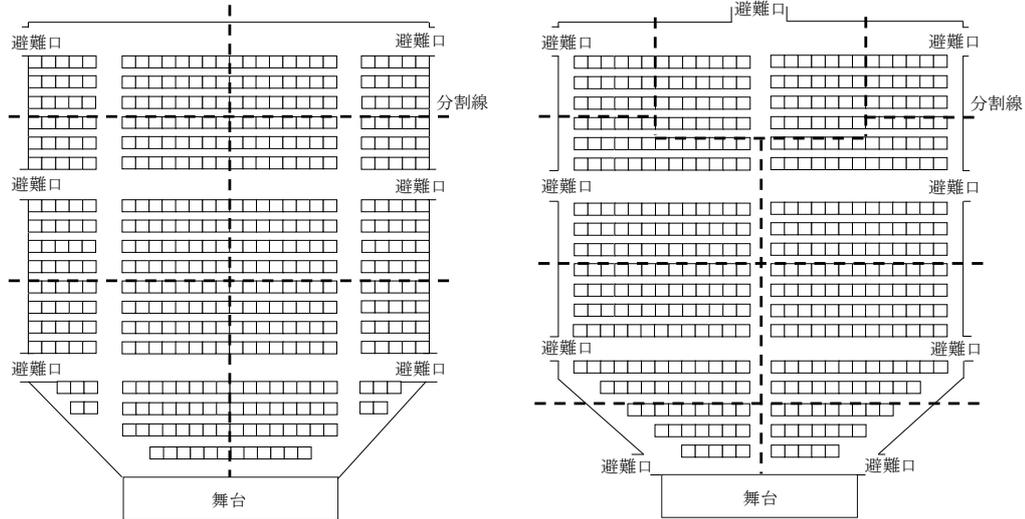


図8 避難口から概ね均等な歩行距離となる考え方

イ まず席を設ける部分の避難通路

火災予防条例第48条第5号ニに規定する「まず席を設ける客席の部分には、まず席2まず以下ごとに幅40cm以上の縦通路又は横通路のいずれかを保有すること。」とは、図9を参照すること。

なお、縦通路及び横通路は、直線的な形態とすること。

ウ 大入場を設ける部分の避難通路

火災予防条例第48条第5号ホに規定する「大入場を設ける客席の部分には、客席の幅3m以下ごとに幅35cm以上の縦通路を保有すること。」とは、図10を参照すること。

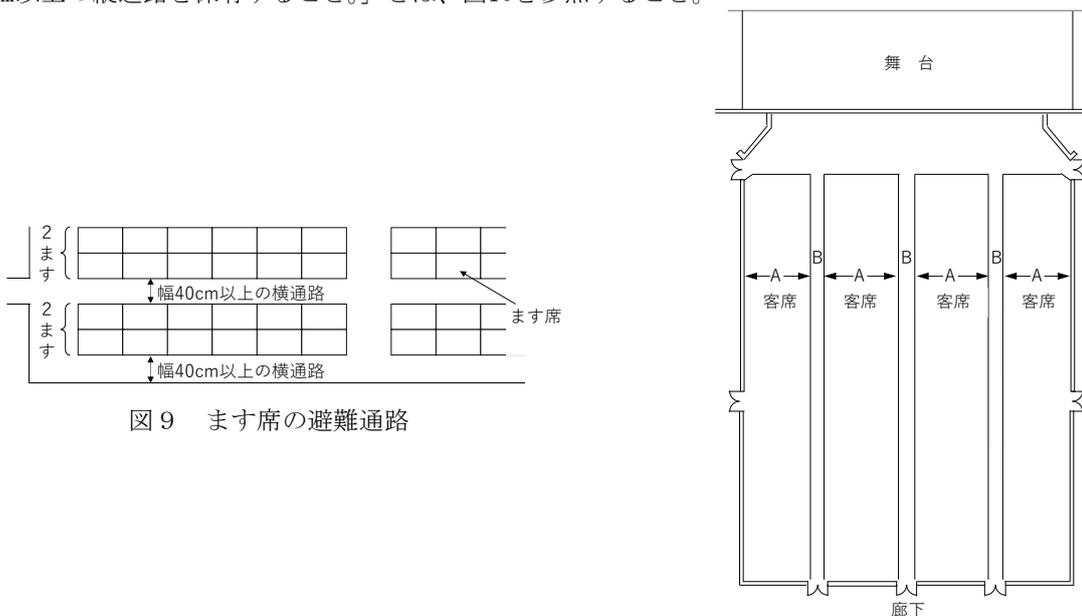


図9 まず席の避難通路

A 客席の幅 3m以下  
B 縦通路の幅 35cm以上

図10 大入場の避難通路

エ 避難通路の避難口への直通

火災予防条例第48条第5号への規定は、避難通路の行き止まり状の防止及び避難通路における二方向避難の確保を目的としているものであり、「縦通路及び横通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。」とは、「避難通路が原則として行き止まり状となっておらず、やむを得ず行き止まり状の部分が生じる場合は、当該部分の歩行距離が10m以下となっている」ものをいうものであること。（図11から図13参照）

なお、行き止まり状の部分の歩行距離は、段状となっている部分は段鼻を結んだ斜線に沿った長さとし、斜路となっている部分は斜面に沿った長さとする。（図14参照）

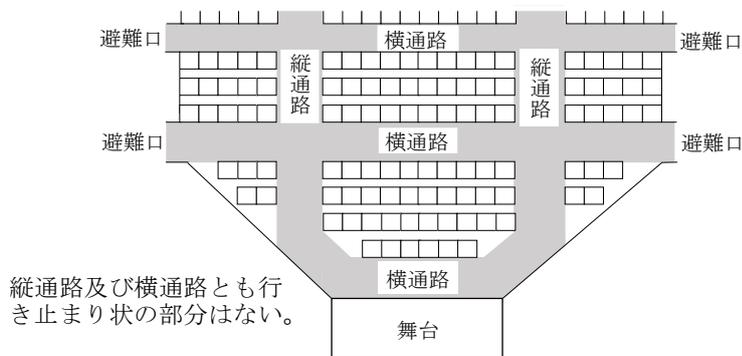
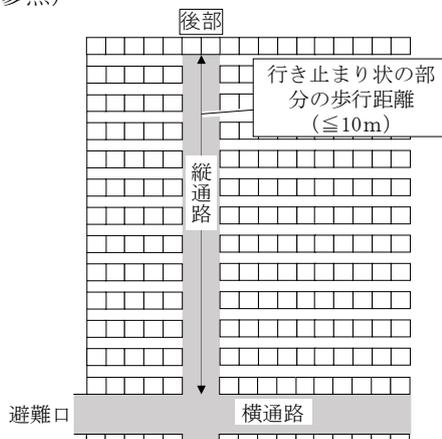
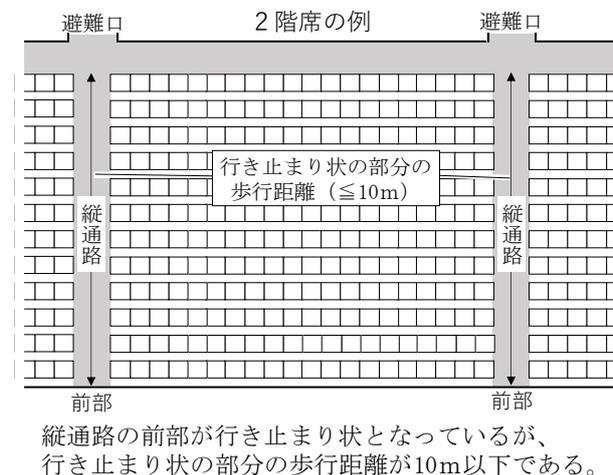


図11 直通している形態 1



縦通路の後部が行き止まり状となっているが、行き止まり状の部分の歩行距離が10m以下である。

図12 直通している形態 2



縦通路の前部が行き止まり状となっているが、行き止まり状の部分の歩行距離が10m以下である。

図13 直通している形態 3

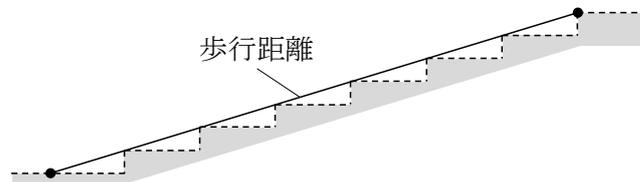


図14 段状となっている部分の歩行距離の測り方

(6) 火災避難シミュレーションによる特例

ア 劇場等の客席のうち、次に掲げるすべてに適合する場合は、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第48条第5号イの規定にかかわらず、両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数について、20席を超えることができるものとする。

なお、当該特例は、火災予防条例第64条の規定に基づく「基準の特例等適用申請書」の申請を求め、処理すること。

(ア) 予測される避難に必要な時間の算定に関する要綱（平成20年3月19日予防部長依命通達）第6により算定した居室避難完了時間が居室避難限界時間を超えていないこと。

(イ) 横に並んだいす席の席数が20席を超える部分のいす席の間隔は、横に並んだいす席の席数に応じて、次式から計算する距離以上のものとする。

$$\text{いす席の間隔 (cm)} = 47\text{cm} + (\text{両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数} - 20\text{席}) \times 1\text{cm}$$

例：横に並んだいす席の席数が22席の場合

$$47\text{cm} + (22\text{席} - 20\text{席}) \times 1\text{cm} = 49\text{cm}$$

となるため、当該部分のいす席の間隔は、49cm以上とすること。

イ 劇場等の客席のうち、アに適合するものについては、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第48条第3号及び同条第5号口からホまでの規定によらないことができるものとする。

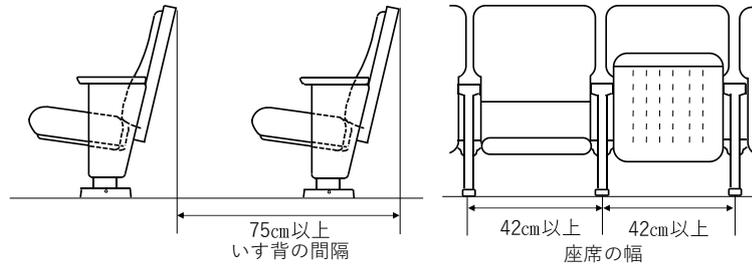
## 4 屋外の客席基準

### (1) いすの固定

火災予防条例第49条第1号の規定による「いすは、床に固定すること。」とは、3、(1)、アによることとし、火災予防条例第51条の2の規定を適用する場合は、3、(1)、イを準用すること。

### (2) いす背の間隔及び座席の幅

火災予防条例第49条第2号の規定による「いす背の間隔及び座席の幅」の距離の測定は、図15を参照すること。



※ ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70cm以上、座席の幅を40cm以上とすることができる。  
 なお、「いす座が固定」とは、いす座が回転・スライドしないことをいうものであること。

図15 いす背の間隔・座席の幅

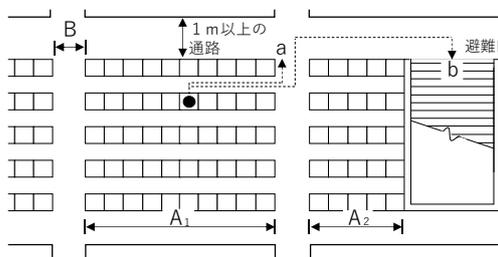
### (3) 立席に設ける手すり

劇場等の客席のうち、立席の奥行き3m以下ごと又は当該立席部と横通路の境界に高さ1.1m以上の腰壁又はいす背を設ける等転倒防止措置が施されているものについては、火災予防条例第51条の2の規定を適用し、火災予防条例第49条第3号に定める手すりを設けないことができるものとする。

### (4) 客席の避難通路

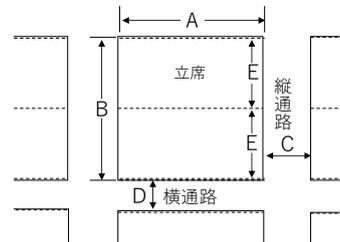
火災予防条例第49条第4号の規定による「客席の避難通路」は、図16から図19を参照すること。

なお、火災予防条例第49条第4号の規定による歩行距離は、段状となっている部分は段鼻を結んだ斜線に沿った長さとし、斜路の部分は斜面に沿った長さとする（図14参照）。また、スタンドのない観覧のための席については、火災予防条例第49条第4号へ（大入場の規定）を準用して運用するものとする。



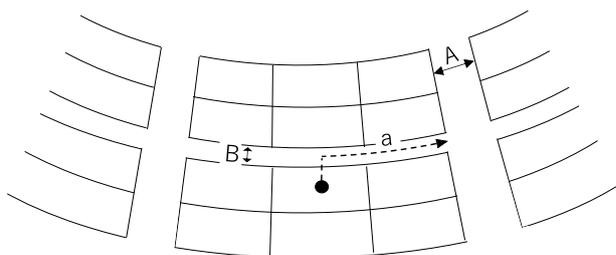
- 1) 横列数 {  $A_1 \geq 10$ 席 (20席) 両側に縦通路を有している客席部分  
 $A_2 \leq 5$ 席 (10席) 片側に縦通路を有している客席部分  
 ※ ( ) 内はいす背がなく、かつ、いす座が固定している場合に適用
- 2) 縦通路幅  $B \geq 0.8$ m
- 3) 各座席から a 地点 (1m以上の通路) までの歩行距離は15m以下とする。  
 各座席から b 地点 (避難口) までの歩行距離は40m以下とする。

図16 いす席



- .....は高さ1.1m以上のすり
- 立席の幅.....  $A \leq 6$ m
  - 立席の奥行.....  $B \leq 6$ m
  - 縦通路の幅.....  $C \geq 1.5$ m
  - 横通路の幅.....  $D \geq 1.0$ m
  - 立席内に設ける手すりの間隔.....  $E \leq 3$ m

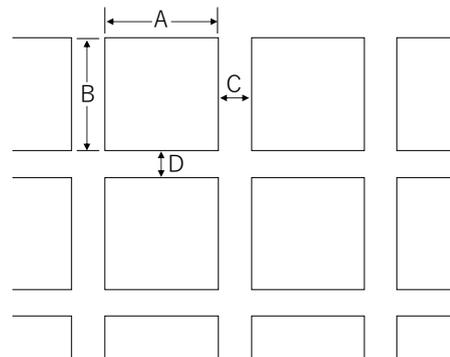
図17 立席



通路 {  $A \geq 1$ m  
 $B \geq 0.5$ m

各ますから A の通路に至る歩行距離 a は10m以内とする。  
 各ます席は、通路部分と一面のみで接することも認められるものであること。

図18 ます席



大入場の幅及び奥行き.....  $A$  及び  $B \leq 4$ m  
 縦通路及び横通路の幅.....  $C$  及び  $D \geq 0.5$ m

図19 大入場

(5) 計算手法による特例

ア 客席の避難通路について、次に掲げるすべてに適合する場合は、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第49条第4号の規定によらないことができるものとする。

イ 計画する劇場等の客席に対する「最大通過所要時間  $t_{pass(exc)}$ 」と、当該客席と同一の壁の位置・避難口の位置、幅員等で火災予防条例第49条各号に掲げる基準に適合させた客席に対する「最大通過所要時間  $t_{pass(std)}$ 」を計算し、 $t_{pass(exc)} \leq t_{pass(std)}$  が成立すること。

なお、最大通過所要時間の計算は、次によること。(図20参照)

a 避難通路等における通過人数の算定

避難者がそれぞれ避難する避難経路に沿って、避難通路及び出入口での通過人数を算定する。

b 最大通過所要時間の計算

aにより算定した通過人数をもとに、次の式により、避難通路の各部分及び出入口部分で通過所要時間を計算し、通過所要時間が最も長くなる部分の時間を「最大通過所要時間」とすること。

$$\text{通過所要時間 (sec)} = \frac{\text{通過人数 (人)}}{\text{流動係数 (人/(m \cdot \text{sec}))} \times \text{通過所要時間を計算する部分の幅員 (m)}}$$

※ 流動係数は、通過所要時間を計算する部分が、段がある部分の場合は、1.3(人/(m・sec))とし、それ以外の場合は、1.5(人/(m・sec))とすること。

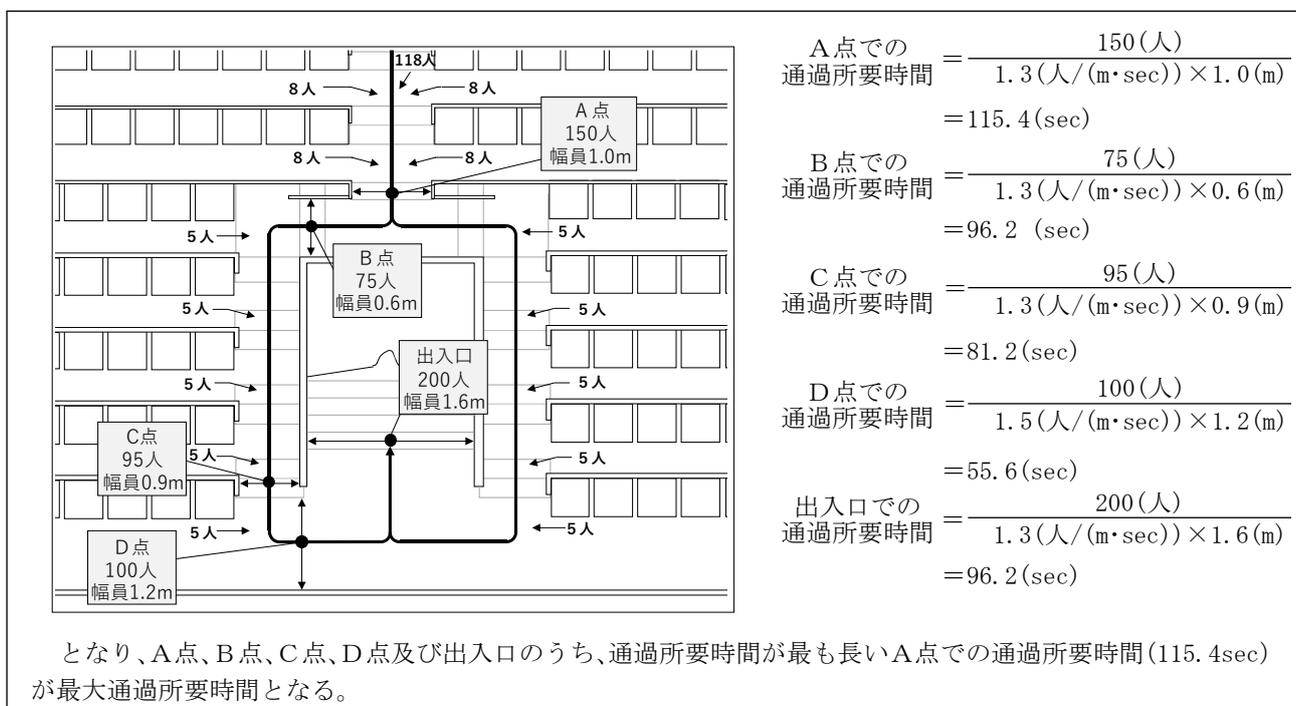


図20 最大通過所要時間の計算例

(イ) いす席を設ける場合のいす席の間隔は、横に並んだいす席の席数に応じて、次の式から計算する距離以上のものとする。

a 両側に縦通路を保有する部分

いす席の間隔 (cm) = 27cm + (両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数 (8席以下となる場合にあつては、8席とする。)) × 1cm

例：両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数を10席としている部分の場合  
27cm + 10席 × 1cm = 37cmとなるため、当該部分のいす席の間隔は、37cm以上とすること。

b 片側のみに縦通路を保有する部分

いす席の間隔 (cm) = 27cm + (片側のみに縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数 (4席以下となる場合にあつては、4席とする。)) × 2 × 1cm

例：片側のみに縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数を12席としている部分の場合  
27cm + (12席 × 2) × 1cm = 51cmとなるため、当該部分のいす席の間隔は、51cm以上とすること。

イ アによる特例は、火災予防条例第64条の規定に基づく「基準の特例等適用申請書」の申請を求め、処理すること。

(6) 火災避難シミュレーションによる特例

ア 客席の避難通路について、次に掲げるすべてに適合する場合は、火災予防条例第51条の2の規定を適用して、火災予防条例第49条第4号の規定によらないことができるものとする。

ア) 計画する劇場等の客席に対する「避難完了時間  $t_{escape(exc)}$ 」と、当該客席と同一の壁の位置・避難口の位置、幅員等で火災予防条例第49条各号に掲げる基準に適合させた客席（以下「火災予防条例第49条に適合する客席」という。）に対する「避難完了時間  $t_{escape(std)}$ 」を算定し、 $t_{escape(exc)} \leq t_{escape(std)}$  が成立すること。

なお、避難完了時間は、予測される避難に必要な時間の算定に関する要綱（平成20年3月19日予防部長依命通達）第2に規定する火災避難シミュレーションにより算定すること。

また、「火災予防条例第49条に適合する客席」の設定は、以下のことに留意し、避難完了時間が過度に長くなるようにすること。

- a 避難通路について、曲がり角は極力少なくする。
- b 避難者の流れの滞留が生じる箇所（ネック）を極力作らない。
- c 避難通路が出入口まで接続する形態とする。

イ) いす席を設ける場合のいす席の間隔は、横に並んだいす席の席数に応じて、次の式から計算する距離以上のものとする。

- a 両側に縦通路を保有する部分

いす席の間隔(cm) =  $27\text{cm} + (\text{両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数 (8席以下となる場合にあつては、8席とする。)}) \times 1\text{cm}$

例：両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数を10席としている部分の場合

$27\text{cm} + 10\text{席} \times 1\text{cm} = 37\text{cm}$ となるため、当該部分のいす席の間隔は、37cm以上とすること。

- b 片側のみに縦通路を保有する部分

いす席の間隔(cm) =  $27\text{cm} + (\text{片側のみに縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数 (4席以下となる場合にあつては、4席とする。)} \times 2) \times 1\text{cm}$

例：片側のみに縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数を12席としている部分の場合

$27\text{cm} + (12\text{席} \times 2) \times 1\text{cm} = 51\text{cm}$ となるため、当該部分のいす席の間隔は、51cm以上とすること。

イ アによる特例は、火災予防条例第64条の規定に基づく「基準の特例等適用申請書」の申請を求め、処理すること。